



連載 パリ協定6条と 事業活動における影響

(公財)地球環境戦略研究機関 (IGES)
気候変動とエネルギー領域
副ディレクター

高橋 健太郎



第3回 パリ協定6条の実施に向けた今後の動向～COP27に向けて

2022年6月6日からドイツ・ボンにて、国連気候変動枠組条約 (UNFCCC) 第56回補助機関会合がスタートした。本補助機関会合は、毎年、COPの半年前に開催され、COP決定案のテキストづくりが行われる。昨年開催されたCOP26では、パリ協定6条に関する大枠のルールが決定したが、今年の11月に開催予定のCOP27に向け、どのような交渉が行われるだろうか。COP26の合意内容に基づき、COP27に向けた今後の動向について解説する。

6条を実施するためのインフラづくり

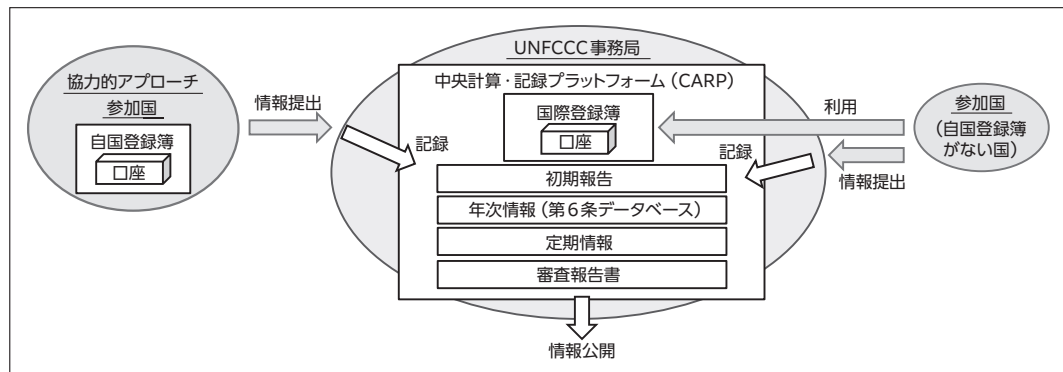
パリ協定6条の実施に欠かせないものがある。それは、クレジットを管理するシステムとして機能する登録簿である。登録簿はCOP26で合意された6条の大枠のルールに基づき、COP27で詳細な手続きやルールの決定が予定されている。

これまでの管理システムとはどう違うのか。

日本は京都議定書第一約束期間に参加し、1990年比でマイナス6%の削減目標を達成するために、排出枠やクリーン開発メカニズム (CDM) のプロジェクトからクレジットを獲得した。クレジットを移転・獲得する際に、活用されていたのはCDM理事会が管理するCDM登録簿や日本政府が管理する国別登録簿である。二国間クレジット制度 (JCM) においても、JCM登録簿が構築された。パリ協定6条に参加する国は、クレジットをしっかりと管理し、二重計上などが起こらないよう登録簿を保有、または登録簿にアクセスする環境を整備することが求められる。

特に、途上国は、登録簿を構築したことがある国は非常に少なく、また、セキュリティ対策などが求められることから、容易に準備ができるわけではない。このような状況を踏まえ、今後、CDMで構築された登録簿などをどう活用し、透明性と環境十全性を確保しながら取引を行えるようにするのか、交渉において技

●6条の記録システム (2023年～)



術的な議論が行われるであろう。2022年5月16～19日にかけてUNFCCC事務局が開催したワークショップでは、各国より取引システムの整備のための資金、技術、そして能力開発の必要性が指摘された。今後、システムの迅速な整備が必要である。

6条4項監督委員会の動き

COP26では、CDMの後継版であるパリ協定6条4項メカニズムに関する「6条4項監督委員会」の設立が決定した。監督委員会は、削減量の算定のための方法論の開発や承認、6条4項メカニズムの活動の登録、クレジットの発行、また、同メカニズムに関するウェブサイトの開発など、メカニズムの運用に関するルールや手続きを決定する役割を担う。

監督委員会は国連地域グループ（アフリカ・アジア大洋州・東ヨーロッパ・中南米・西欧その他）・後発開発途上国・小島嶼開発途上国から正規と代理を含めて、合計24人のメンバーで構成される。COP26における合意では、2022年に少なくとも2回開催予定とある。2022年2月時点のUNFCCC事務局の情報によると、2月に委員会のメンバーが選出され、4～6月にかけて監督委員会2回開催される予定であった。しかし、監督委員会のメンバー選出に時間を要し、これまで一度も監督委員会が開催されていない状況にある。

2022年に監督委員会が行う作業は、規則の詳細ルールの策定など、非常に多くの作業が行われることが想定されている。このように監督委員会の役割は、ルールメイキングに影響を与えるため、各地域の代表選出に時間がかかっていると思われる。監督委員会のメンバー選出時期が、今後の6条4項の制度構築スケジュールに影響を与える可能性は大きい。第56回補助機関会合期間終了後に、メンバーの選出が決定されることを期待したい。

国連交渉外における炭素市場の動向

日本国内では経済産業省がGXリーグの設立

●監督委員会の作業

- 規則についての詳細を検討
- 監督委員会の実施規則
- 登録費用の設定
- 吸収源に関する方法論、クレジット期間、持続性などに関する検討
- 方法論の申請要件
- 方法論他、有効化審査・登録・検証・認証・発行などの手続き
- CDM方法論他、関連する方法論のレビュー
- LDC・SIDSに対する優遇策の検討
- LDC・SIDSにおける中小企業の参画策の検討
- 地域社会・先住民プラットフォームとの連携
- ジェンダー行動計画の監督委員会における実施
- 持続可能性評価ツールの開発（2023年末まで）
- 第3者検証委員会の認証基準手続（2023年末まで）
- 第3者検証委員会の認定

を発表し、東京証券取引所とカーボンクレジットの試行取引に向けた準備を進めているところである。また、シンガポールでも、シンガポール取引所などを中心にカーボンクレジットを取引するプラットフォームとしてClimate Impact Xの設立が発表された。6条の合意後、カーボンクレジットの取引拡大を見据えた動きが活発化する一方で、クレジットの使用に関する情報開示の強化に向けた動きも大きくなっている。

例として2021年11月に設立された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）は、2022年3月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）の勧告に基づいて、IFRS S2気候関連開示情報草案を公開した。本草案では、排出削減目標達成のためのカーボンクレジットの使用目的について、事業者に対して情報開示を求める内容が含まれている。具体的には、①排出削減目標に対して、どの程度カーボンクレジットの使用に依存するのか、②使用するカーボンクレジットの種類、③カーボンクレジットの信頼性について情報開示を求める。

また、2022年3月に米国証券取引委員会が発表した投資家向けの気候関連の開示の強化・標準化のための規則案でも同様の内容が含まれており、今後、カーボンクレジットを使用する企業にとって、削減目標達成に向けたその役割とクレジット使用計画について問われることになるであろう。📌